

## 現況届の提出が不要に。支給対象も一部変わります 児童手当についてのお知らせ

中学生までの子どもの保護者に支給している児童手当について、今年度から手続き方法や支給対象が一部変わりました。市は、児童手当を受給している世帯に、5月31日に通知を発送しました。詳しくは、通知を確認してください。

問い合わせは、こども家庭課（☎321-1247）へ。  
**現況届の提出が原則不要に**

現況届の提出が、今年度から原則不要になりました。今年6月～来年5月分の手当については、支給の可否を審査し、9月上旬から順次結果通知を送付します。児童と別居している場合などは、現況届の提出が必要です。該当する人には、現況届を5月31日に発送しました。6月30日(木)までに提出してください。

### 支給の要件に所得の限度額を新たに設けます

10月に支給する6～9月分から、生計の中心とな

る人の所得が上限限度額以上の場合、児童手当は支給されません。支給されなくなった後に所得が上限限度額を下回った場合は、改めて申請が必要です。

### 変更手続きはお早めに

受給中、次のような場合は、速やかに手続きをしてください。手続きが遅れると、受けた手当を返還してもらう場合がありますので注意してください。

- 受給者・配偶者・児童のいずれかの住所を異動したとき
- 養育している児童が増減があったとき（出生や児童の婚姻など）
- 児童を養育しなくなったとき（離婚など）
- 受給者か配偶者が公務員になったとき
- 受給者から配偶者などに生計の中心が変わったとき
- 婚姻などにより配偶者を持ったとき
- 所得の申告に変更があったとき
- 3歳未満の児童がいる場合、受給者の加入する年金が変わったとき

## 耐震・バリアフリー・省エネ改修が対象 住宅の改修で固定資産税が減額になります

耐震・バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅は、一定の要件を満たしている場合、固定資産税が減額されます（下表参照）。ただし、都市計画税は減額されません。

減額を受けるには、改修工事が完了した日から原則と

して3か月以内に申告が必要です。必要な書類を持って、市役所2階30番窓口資産課税土地家屋担当（☎321-1220）か各支所税務課で申告してください。詳しくは、市ホームページ（右記）で確認するか同課へ問い合わせてください。



### 改修の種類と減額の内容

改修の種類	減額の期間	減額率	対象床面積(1戸当たり)	減額的主要要件
耐震	工事完了の翌年度だけ	2分の1 (認定長期優良住宅の場合は3分の2)	120㎡まで	・昭和57年1月1日以前に建築された住宅 ・現行の耐震基準に適合する工事 ・改修費用が50万円を超える
バリアフリー		3分の1	100㎡まで	・高齢者や障害のある人などが居住する住宅 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 ・補助金を除いた自己負担額が50万円を超える
省エネ		3分の1 (認定長期優良住宅の場合は3分の2)	120㎡まで	・一定の省エネ基準に適合する工事 ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 ・補助金を除いた自己負担額が60万円を超える

新築住宅に対する減額を受けている場合は対象になりません。複数の改修工事を同時に行った場合、減額率が変わることがあります

## 7/1(金)から受付開始 住み慣れた家をより住みやすくするために 住宅の改修に最大20万円を助成

市は、自宅の改修や修繕などに最大20万円を助成する「住環境改善助成事業」を実施します。工事を行うときは市内の業者を利用してください。今回号では、本紙4月1日号で掲載した助成の詳細についてお知らせします。問い合わせは、建築住宅課（☎321-1266）へ。



### 改修を後押ししてくれました



内藤 久富さん(左) 貴美子さん(妻附町)

自宅の外壁を塗り直そうか迷っていたとき、広報でこの制度を知りました。全面塗り直しは費用がかかりますが、助成のおかげで踏み切ることができました。外観がきれいになって、近所の人からも評判なんですよ。

住環境改善助成事業の対象となる工事は、市内の業者が施工する住宅本体の改修・修繕・模様替えなどで、20万円以上の費用がかかる（消費税を含む）ものです。助成を受けるには、施工前に申請が2回必要です。

**事前申請**  
1回目の申請（事前申請）は、7月1日～8月31日に行ってください。申請書は、市役所9階建築住宅課各支所建設課（倉渕支所は農林建設課）で配布。市ホームページからダウンロードもできます。工事の発注者本人が手続きをしてください。審査後、対象となった人に「証明書」を送ります。申請は、窓口・郵送・インターネットで受け付け。申請書の提出方法は、次のとおりです。

●窓口直接、申請書の配布場所へ ●郵送申請書に本人確認のできる物の写しを添えて、〒370-8501高崎市役所 建築住宅課へ ●インターネット市ホームページから申し込み専用ページに入り、入力して送信

**本申請**  
証明書が届いたら、2回目の申請（本申請）を11月30日までに行ってください。証明書は申請書に添付。審査後「交付決定通知」を送ります。必ず通知を受けた後に着工してください。

●対象市内に住宅を所有し、そこに住んでいる本人か同一世帯の人で、次の①～③の全てに当てはまる人①前年の所得が400万円を超える人が世帯にいない②市税の滞納がない③過去にこの助成を受けていない ●対象の住宅が対象者が住んでいる一般住宅（マンションなどの集合住宅は個人専有部分） ●助成額は工事経費の30%（上限20万円）



○対象となる工事例	×対象とならない工事例
●外壁や屋根の塗装などの外装工事 ●浴室やキッチンなどの水回りの改修工事 ●壁紙の張り替えなどの内装工事 ●障子やふすまなどの建具や畳の取り換え	●別棟の車庫や物置などの工事 ●門扉やブロック塀などの外構工事 ●エアコンや給湯器、便器などの製品単体の購入 ●防虫や消毒、ハウスクリーニング

